

■「カード会員規約」新旧対照表（変更部下線）

改定前	改定後（2016年10月1日～）
<p>第2条（カードの貸与及び取扱い等） 1. 当社は会員に対し、カードを発行し、貸与します。なお、カードの所有権は当社に属します。</p> <p>2. ～9. （略）</p>	<p>第2条（カードの貸与及び取扱い等） 1. 当社は<u>当社所定の手続きを完了した</u>会員に対し、カードを発行及び貸与します。なお、カードの所有権は当社に属します。</p> <p>2. ～9. （略）</p>
<p>第4条（カードの利用可能枠） 1. ～2. （略）</p> <p>3. 会員は、カードの利用可能枠を超えてカードを利用された場合でも、当然に支払い義務が生じます。</p>	<p>第4条（カードの利用可能枠） 1. ～2. （略）</p> <p>3. 当社は、<u>会員が犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令（平成20年号外政令第20号）第12条第3項第1号又は第2号に掲げる者（以下、「PEPs関係者」といいます。）に該当する可能性がある</u>と判断した場合、<u>当社所定の追加確認手続きが完了するまでの間、カードの利用可能枠の減額又は新たな貸付の中止をすることができます。</u>この場合、当社は当該追加確認手続きの実施の有無や実施結果にかかわらず、<u>会員に通知することなく、カードの利用可能枠の減額又は新たな貸付の中止をすることがあります。</u></p> <p>4. 会員は、カードの利用可能枠を超えてカードを利用された場合でも、当然に支払い義務が生じます。</p>
<p>第8条（返済日・返済方法等） 1. （略）</p> <p>2. 融資金等は、原則として、預金口座振替依頼書等で会員が指定した提携金融機関の預金口座（以下、「支払口座」といいます。）から口座振替の方法で、お支払いいただきます。</p>	<p>第8条（返済日・返済方法等） 1. （略）</p> <p>2. 融資金、利息及び次条の遅延損害金等は、原則として、預金口座振替依頼書等で会員が指定した提携金融機関の預金口座（以下、「支払口座」といいます。）から口座振替の方法で、お支払いいただきます。</p>
<p>第12条（届出事項の変更等） 1. 会員は、当社にお届けいただいた氏名・住所・電話番号・勤務区分・勤務先・利用目的・支払口座・暗証番号・電子メールアドレス等（以下、「届出事項」といいます。）に変更が生じた場合には、直ちに当社所定の方法により届け出ていただきます。</p> <p>2. ～5. （略）</p>	<p>第12条（届出事項の変更等） 1. 会員は、当社にお届けいただいた氏名・住所・電話番号・勤務区分・勤務先・利用目的・支払口座・暗証番号・電子メールアドレス、<u>犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年号外法律第22号）に基づく届出事項（本人特定事項、取引目的、職業、PEPs関係者の該当性等を含みます。）等</u>（以下、「届出事項」といいます。）に変更が生じた場合には、直ちに当社所定の方法により届け出ていただきます。</p> <p>2. ～5. （略）</p>
<p>第13条（必要書面の提出） 会員（以下、本条及び次条において申込者を含みます。）は、当社が請求した場合には、当社が指定する源泉徴収票、支払調書、給与の支払明細書、確定申告書（青色申告決算書・収支内訳書等を含みます。）、納税通知書、所得証明書、年金証書、年金通知書等の資力を明らかにする事項を記載した書面又はその写し（電磁的記録を含みます。）を提出することに承諾します。</p>	<p>第13条（必要書面の提出） 会員（以下、本条及び次条において申込者を含みます。）は、当社が請求した場合には、当社が指定する源泉徴収票、支払調書、給与の支払明細書、確定申告書（青色申告決算書・収支内訳書等を含みます。）、納税通知書、所得証明書、年金証書、年金通知書等の資力を明らかにする事項を記載した書面若しくはその写し（電磁的記録を含みます。）<u>又は本人確認書類若しくはその写し（電磁的記録を含みます。）</u>を提出することに承諾します。</p>
<p>第20条（期限の利益喪失） 1. ～2. （1）（2）（略）</p> <p>2. （3）会員がカードのお申込みなどで虚偽の申告をしたとき。</p> <p>2. （4）～5. （略）</p>	<p>第20条（期限の利益喪失） 1. ～2. （1）（2）（略）</p> <p>2. （3）会員がカードのお申込み、<u>届出事項等について虚偽の申告をしたとき。</u></p> <p>2. （4）～5. （略）</p>

今回の「カード会員規約」改定は、主として犯罪による収益の移転防止に関する法律の改正事項である「PEPs関係者※」との取引時確認の厳格化に対応したものです。

※「PEPs関係者」とは、外国の重要な公的地位にある方もしくは過去に外国の重要な公的地位にあった方およびその家族（本人の父母・兄弟姉妹・子、配偶者、配偶者の父母・子）を指します。

株式会社セゾンファンデックス

■170-6073 東京都豊島区東池袋三丁目1番1号 サンシャイン60 53階 TEL. 03-3988-3804

■貸金業者登録番号 関東財務局長（9）第00897号 ■日本貸金業協会会員 第001350号